

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第10号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td><u>12,100円</u></td></tr><tr><td>4級</td><td><u>13,100円</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	調整基本額	略		3級	<u>12,100円</u>	4級	<u>13,100円</u>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該職員の給料月額の100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額の100分の25に相当する額とする。</p> <p>別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td><u>12,200円</u></td></tr><tr><td>4級</td><td><u>13,200円</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	調整基本額	略		3級	<u>12,200円</u>	4級	<u>13,200円</u>
職務の級	調整基本額																
略																	
3級	<u>12,100円</u>																
4級	<u>13,100円</u>																
職務の級	調整基本額																
略																	
3級	<u>12,200円</u>																
4級	<u>13,200円</u>																

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。